

社会福祉法人町田市社会福祉協議会部会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第33条第3項の規定に基づき、社会福祉法人町田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の部会について定めることを目的とする。

(部会の種類及び業務)

第2条 本会に部会を設け、当該各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 地域福祉推進部会 地域福祉推進に関する事項
- (2) 広報部会 広報の編集に関する事項

(部会員の構成)

第3条 各部会員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 部会員 若干名

2 部会員は、会員の中から会長が委嘱する。

3 部会長、副部会長は、部会員の互選とする。

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の組織)

第5条 部会長は、部会を代表し部会務を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはあらかじめ部会長の指名した順序に従ってその職務を代理する。

(部会の会議)

第6条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長が部会を招集するときは、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

(会議の成立要件等)

第7条 部会は、部会員定員の2分の1以上の部会員が出席しなければ会議を開き議決をすることができない。

2 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、過半数同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第8条 部会の経費は、本会の予算から支弁する。

附 則

この規程は、昭和44年9月23日から施行する。

昭和44年7月1日	一部改正
平成3年4月19日	〃
平成9年6月1日	〃
平成11年4月1日	〃
平成14年10月2日	〃
平成17年6月1日	〃
平成29年2月6日	〃